

第 14 回 佐川町農業委員会定例総会 議事録

開催日時 令和3年7月28日(水) 午後1時30分 開会

開催場所 佐川町役場2階大会議室

出席	農業委員	出席 7 名	欠席 2 名	農地利用最適化推進委員	出席 12 名・欠席 1 名	
×	1 番 藤原 健祐	○	6 番 佐藤 良一	○刈谷 哲二	○邑田 昌平	○田村 泰富
○	2 番 田村 和弘	×	7 番 横畠 悦子	○田村 克郎	○眞辺 忠志	○大谷 恵呉
○	3 番 森田 有紀	○	8 番 横畠 増吉	○田村 宮幸	○澤村 重隆	○北添 秀紀
○	4 番 氏原 延	○	9 番 北添 正男	×	森 正彦	○山口 修二
○	5 番 田村 公史			○野村 隆博	○伊藤 洋章	

事務局 事務局長： 森田 修弘 主任： 前田 紗歩

日程	日程第 1 開	会
	同 第 2 議事録署名委員選任	
	同 第 3 報	告
	同 第 4 議	事

第 1 号議案 農地法第 3 条に関する件

第 2 号議案 農地法第 4 条に関する件

第 3 号議案 農地法第 5 条に関する件

第 4 号議案 佐川町農用地利用集積計画に関する件

同 第 5 そ の 他

同 第 6 閉 会

議長（北添会長）

定刻となりましたので、これより第14回農業委員会定例総会を開会します。

本日は1番 藤原 健祐 委員と 7番 横畠 悦子 委員、農地利用最適化推進委員の森 正彦 委員から欠席の連絡が入っています。

定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第2、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、6番 佐藤 良一 委員と8番 横畠 増吉 委員を指名します。

日程第3、報告に移ります。事務局より報告をお願いします。

事務局（森田事務局長）

それでは、日程第3 報告事項につきまして報告します。

報告事項1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、20日に令和3年度農業委員会業務研修会がオンラインで開催され、事務局より私、森田と前田が出席しました。

21日には令和3年度高知県農業公社事業説明会がちより街テラスで開催され、事務局より私、森田が出席しています。

そして、本日の定例総会となっています。

つづきまして、報告事項2. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書3件について報告します。

19番が、所有者が■の■■■■さん。権利取得者が■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番■■ 他4筆。地目が田が4筆と畑が1筆で、面積が合計で6, 284 m²。受付日・受理日ともに令和3年6月22日。権利取得日が令和3年5月26日で、取得事由が相続となっています。

20番が、所有者が■の■■■さん。権利取得者が■の■■■さん。土地の所在が東組字■■■番。地目は田で、面積が1,063㎡。受付日・受理日ともに令和3年6月23日。権利取得日が平成30年7月7日で、取得事由が相続となっています。

21番が、所有者が■の■■■さん。権利取得者が■■■の■■■さん。土地の所在が字■■■番 他3筆。地目が畑で、面積が合計で1,438㎡。受付日・受理日ともに令和3年7月9日。権利取得日が平成28年4月27日で、取得事由が相続となっています。

以上で報告を終わります。

議長（北添会長）

事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

それでは、これで報告を終わります。つづきまして、第1号議案農地法第3条に関する件を議案とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第1号議案農地法第3条に関する件4件を説明します。

16番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が本郷字■■■■番。地目は畑で、面積が608㎡。申請の内容は贈与による所有権の移転となっています。

17番が、譲渡人が■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が四ツ白字■■■■番 他2筆。地目は田が1筆と畑が2筆で、面積が合計で1,581㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は全部で10万円となっています。

18番が、譲渡人が■■■■の■■■■さん、譲受人が■■■■の■■■■さん。土地の所在が字■■■■番■■。地目は田で、面積が245㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は反当たり20万円となっています。

19番が、譲渡人が■■の■■■■さん、譲受人が■■の■■■■さん。土地の所在が、字■■■■番■■。地目は畑で、面積が86㎡。申請の内容は売買による所有権の移転で、売買価格は10万円となっています。

全て、行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

6 番佐藤委員

16 番について報告します。申請地は本郷耕（■■■■集落）にあり、■■■■の右側、山方向に15m位上に上ったところが申請地です。現在は、納骨堂・お墓があり、残りの土地は、今は雑草地で草を刈られた状態です。許可後、譲受人は野菜等を栽培する予定とのことです。

譲受人は親と共同利用して水稻・野菜等を栽培している兼業農家で、農地の全てを耕作され、農作業にも従事しており、また必要な機械類等も所有し、地域との調和要件、また経営状況も問題ありません。

田村泰富推進委員

17 番について報告します。申請地は四ツ白集落内で、■■■■から南方向に約600m程下ったところにあります。申請地は現在いずれの土地も農作物は栽培されていません。畑の一部には小屋があります。許可後には多種の野菜を栽培する予定とのことです。

譲受人の世帯は主にイチゴ・ショウガを栽培する専業農家で、本人は■■■■として勤務する傍ら、農業経営にも参画しています。保有農地はありませんが、今回取得する農地で下限面積を超えることとなります。耕作に必要な農機具類は世帯で共同利用するとのことです。また、世帯の経営状況や地域との調和要件も問題ありません。

刈谷推進委員

18 番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■から北東に200m行ったところにあります。現在は水稻を作っています。許可後も水稻を作るとのことです。

譲受人は主にショウガを栽培する兼業農家です。農機具類も所有しており、経営状況や地域との調和要

件も問題ありません。

つづきまして、１９番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■から北東に２００m
位行ったところにあります。申請地は畑になっています。

譲渡人と譲受人は２人姉妹で、世帯の経営状況に問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第１号議案について、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第１号議案は申請のとおり決定しました。つづきまして、第２号議案農地法第４条
に関する件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第2号議案農地法第4条に関する件1件について説明します。

申請者が■■■■の■■■■さん。土地の所在が庄田字■■■■番■■の■■。地目は畑で、面積が33㎡。転用目的は納骨堂の設置で、農地区分は第1種・第3種の区分に該当しないことから、第2種農地と判断しました。

行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

8番横畠委員

2番について報告します。申請地は庄田集落にあり、■■■■の北側、段々畑の一角で、畑の西側山道上方北側、東側も山林囲まれ、申請地のすぐ上にも元所有者の墓地があり、周辺関係者の承諾も得ており何も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第2号議案について、申請のとおり許可することに賛成の方

は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第2号議案は申請のとおり決定しました。つづきまして、第3号議案農地法第5条に関する件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第3号議案農地法第5条に関する件5件について説明します。

2番が、譲渡人が■の■さん。譲受人が■の■さん。土地の所在が、東組字■番の■。地目は田で、面積が330.58㎡。転用目的は一般個人住宅の建築で、農地区分は10ha以上の集団農地の一角であることから、第1種農地と判断しました。

3番が、譲渡人が■の■さん。譲受人が■の■さん。土地の所在が、中組字■番■。地目は畑で、面積が10㎡。転用目的は納骨堂の設置で、農地区分は10ha以上の集団農地の一角であることから、第1種農地と判断しました。

4番が、譲渡人が■の■さん。譲受人が■の■さん。土地の所在が字■番■。地目は畑で、面積が12㎡。転用目的は納骨堂の設置で、農地区分は第1種・第3種どちらの区分にも該

当しないことから、第2種農地と判断しました。

5番が、譲渡人が■■■■の■■■■さんと■■の■■■■さん。譲受人が■■■■の■■■■
■■■■さん。土地の所在が東組字■■■■番■■ 他2筆。地目は田で、面積が合計
で1,581㎡。転用目的は建築条件付き宅地分譲（6棟分）で、農地区分は■■■■から300m
以内であることから、第3種農地と判断しました。

6番が、譲渡人が■■■■の■■■■さんと■■の■■■■さん。譲受人が■■■■の■■■■
■■■■さん。土地の所在が字■■■■番 他3筆。地目は田で、面積が合計1,19
8㎡。転用目的は建築条件付き宅地分譲（4棟分）で、農地区分は第1種・第3種どちらの区分にも該当
しないことから、第2種農地と判断しました。

全て、行政書士の田中勇さんが代理人となっています。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

森推進委員

2番について報告します。申請地は■■■■集落の西部、■■の南側に位置し、■■■■から直線で東

南約２００mの場所で、南側は町道に面している。

隣接農地は譲渡人の土地であり、承諾を得ている。排水や進入路等による周囲への影響はありません。

邑田推進委員

３番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、町道より南に１００m行った右側の土地が申請地で、東側・西側は畑、南側は墓地、北側は畑に隣接した土地で、関係者の承諾もいただいております。また、墓地への進入路も確保でき、何の問題もありません。

刈谷推進委員

４番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、■■■■から北東に２００m行ったところにあります。申請地は畑になっていますが、周りは墓地になっています。譲渡人と譲受人は姉妹で、譲受人は申請地に納骨堂を建てるとのことです。隣接地の関係者の承諾もいただいております、周囲への影響も問題ありません。

眞辺推進委員

５番について報告します。申請地は■■■■の町道を、■■■■から約５０m■■■■方向に進んだ右側にあり、東は水田、西は住宅、南は水路を挟み■■■■、北側は町道です。申請地では宅地分譲による６棟建築予定で、各建物への進入路、排水計画等にも問題なく、関係者の承諾も得ており、何の問題もありません。

１番藤原委員

６番について報告します。申請地は■■■■集落にあり、東側は宅地、西側も宅地に接し、南側は町道、北側は■■■■に接した農地で、関係者の承諾はいりません。また、排水設備等にも問題なく、宅地への進

入路も確保でき、何も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第3号議案について許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第3号議案は許可相当という意見書を県知事に送付することに決しました。つづきまして、第4号議案佐川町農用地利用集積計画に関する件について議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局（前田主任）

それでは、第4号議案佐川町農用地利用集積計画（7月分）4件について説明します。

23番は、貸し手が■■■■の■■■■さん、借り手が■■■■の■■■■さん。土地の所在が、黒原字■■■■番 他1筆。現況地目は田で、面積が合計で1,422㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃は全体で6千円。作付け予定はヒノヒカリで、設定期間が公告日から令

和8年12月31日までの5年5ヶ月間です。

24番は、貸し手が■■■■■さんの相続人代表である、■■■■■の■■■■■さん、借り手が■■■■■の■■■■■さん。土地の所在が、加茂字■■■■■番■■■■■。現況地目は畑で、面積が2,236㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃は3万円。作付予定はショウガで、設定期間が公告日から令和3年12月31日までの5ヶ月間です。

25番は、貸し手が■■■■■の■■■■■さん、借り手が■■■■■の■■■■■さん。土地の所在が、字■■■■■番■■■■■ 他1筆。現況地目は畑で、面積が合計で1,070㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃は全体で7千円。作付予定はショウガで、設定期間が公告日から令和3年12月31日までの5ヶ月間です。

26番は、貸し手が■■■■■さんの相続人代表である、■■■■■の■■■■■さん、借り手が■■■■■の■■■■■さん。土地の所在が、加茂字■■■■■番■■■■■。現況地目は田で、面積が956㎡。

賃貸借権の新規設定で、借り賃は1万6千円。作付け予定はヒノヒカリで、設定期間が公告日から令和8年7月31日までの5年間です。

説明は以上です。

議長（北添会長）

それでは、確認委員さんより、確認報告をお願いします。

山口推進委員

23番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■南西に300mのところにあり、現在は水稻が栽培中で、今後も水稻を栽培する予定とのことです。

借受人は主に水稻を栽培する兼業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、耕作に必要な農機具類も全て所有しています。農地の全てを効率的に耕作しており、常時従事日数も満たしています。また、地域との調和要件も問題ありません。

議長（北添会長）

24番について報告します。申請地は■■■■、■■■■より西約500mの位置で、■■■■のある田より南の耕作されていなかった畑です。現地確認すると、耕作され、ショウガが露地栽培されています。

借受人は■■■■地区周辺で耕作されていない畑・田でショウガを広く家族で栽培している専業農家です。農機具も揃えてあり問題ありません。また農業従事日数が250日で満たしており、そして、地域との調和要件も満たしており問題ありません。

田村宮幸推進委員

25番について報告します。申請地は■■■■集落内で、■■■■と■■■■の三叉路北側横にあります。現在申請地ではショウガを露地栽培しています。

借受人は主にショウガを栽培する専業農家で、世帯の経営状況に問題はなく、農機具類も所有しています。農地の全てを耕作しており、常時従事日数150日以上も満たしています。地域との調和要件も問題

ありません。

議長（北添会長）

26番について報告します。申請地は[]より南約1kmで、[]の[]西の田です。現地確認すると、申請地には水稻が植えられています。

借受人は家族3人で農業に従事しています。主に水稻を作り、世帯の経営状況に問題はなく、耕作に必要な農機具類も全て揃えています。農業への常時従事日数も満たして頑張っています。また、地域との調和要件も満たしており、何も問題ありません。

議長（北添会長）

確認委員の報告が終わりました。質疑等はありませんか。

【質問等なし】

議長（北添会長）

質問等がありませんので、お諮りします。第4号議案について原案のとおり承認することとし、町長に回答することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長（北添会長）

賛成全員。よって、第4号議案は全て原案のとおり承認することとし、町長に回答することに決しました。

事務局（前田主任）

その他、何かありませんか。

先月の総会でも説明したように、今月からまた農地利用状況調査が始まりますが、国が調査報告書の様式を今年から変更したことにより、皆さんに調査してもらう項目が増えました。

そのため、調査に関するマニュアルや調査結果を記録する報告書の様式について説明をいたします。

お手元の農地パトロール対応マニュアルに沿って説明していきます。

表紙を開いていただいて、右側、ページ下に3と記載のあるページには、農地利用状況調査に関する流れを記載しています。

次のページを開いてください。

4ページ目には、利用状況調査の中身についての説明を載せています。この利用状況調査は、平成21年12月の農地法改正により、農地法第30条第1項において、「農業委員会は毎年1回、その区域内にある農地の利用の状況について調査を行わなければならない」とされています。これが、利用状況調査となります。

農業委員会では農地パトロールを利用状況調査と位置づけており、農地の利用促進につなげる為の情報収集を目的に、①地域の農地利用の確認、②遊休農地の実態把握、③違反転用の発生防止及び早期発見を

主な重点項目として実施します。

また、耕作者が不在または不在となる恐れがある農地の把握や、農地法による許可案件の履行状況・前年度の利用状況調査で遊休農地となった農地の再生状況及び再生後の利用状況の確認も実施します。

対象農地は、佐川町内の全ての農地で、ビニールハウスも含まれます。災害や草木類の繁茂等により進入路が荒廃して立ち入り困難な農地は除きます。前年度の調査で非農地相当となった農地で、調査後の総会において非農地判断をした農地は調査の対象外となりますが、佐川町では今まで非農地判断まで行っていませんでした。そのため、前年度の利用状況調査から今回までの間に非農地証明が発行された農地のみ対象外となります。

実施時期は、本日から9月末までの約2ヶ月間となります。9月末までに調査結果と業務日誌を事務局へ提出してください。

実施方法としては、切図等を利用しながら、一筆毎に道路からの目視で確認してください。ビニールハウスに関しても、その中で栽培が行われているかの確認が必要です。そのため、ビニールハウスの内部を確認できない場合は、ハウスの所有者に同意を得て、ハウス内部に立ち入って調査することとし、同意を得ることができなければ「農業委員会等に関する法律」第35条第1項の規定により立ち入り調査を行ってください。

また、今年から調査内容が変更となり、確認する項目や遊休農地等の区分が新しくなりました。

8 ページを開いてください。

佐川町では、今まで農地・遊休農地・非農地相当の3つのレベルで調査を行っていましたが、本来、農地・2号遊休農地・1号遊休農地・非農地相当の4つのレベルで調査を行うようになっていました。

しかし、今年からは1号遊休農地がaとbに分かれ、全部で5つのレベルで調査を行うようになっていきます。

8 ページにはその5つのレベルについて、簡単にまとめた図を載せています。

9 ページを開いてください。

9 ページから、遊休農地と非農地相当の4つについて、もう少し具体的に説明しています。去年までは田んぼの水色、畑の緑色、樹園地のオレンジ、遊休農地の黄色、非農地相当のピンクの5色に塗り分けてもらっていましたが、今年は遊休農地が3色に分かれ、非農地一步手前レベル、農機具だけでは農地に戻らず、重機も使用しなければならないレベルが1号遊休農地bとして茶色に、農機具だけの耕起で農地への再生利用が可能なレベルが1号遊休農地aとして黄色に、現在耕作も草刈り管理もしていないがすぐに農地への再生利用が可能なレベルが2号遊休農地として紫色の合計7色で農地を塗り分けていただくことになります。

塗り分けについては、13 ページにも記載しています。

紫色・黄色・茶色・桃色で塗った筆については、今年から農地の現況と発生地域についても報告していただくことになります。

今年からの取り組みの為、切図の他に調査結果記入表を作成していますが、切図と調査結果記入表とそ

れぞれに書くのは大変だというお声もありましたので、切図の方にまとめて書いていただくという方法でもかまいません。

道路から目視で現地調査を行い、その結果を切図に記入し、業務日誌に調査日と調査時間、内容等を記入するという流れは例年どおりとなります。

調査を行う際は、利用状況調査の実施主体を明確化し、地域住民の安心を確保するとともに、農業委員会活動の見える化を推進する為、お渡ししている農地パトロール用のアイテム、帽子やマグネット、身分証明書を必ず携行してください。

Ⅰ 4 ページを開いてください。

Ⅰ 4 ページ以降は利用意向調査について記載しています。利用意向調査は農地法第 3 2 条第 1 項において、「農業委員会は利用状況調査の結果、遊休農地、耕作者が不在または不在となる恐れのある農地に該当する時は、その農地の所有者等に対し、農業上の利用の以降について調査を行うものとする」とされており、農業委員会の必須業務として実施します。

具体的には、Ⅰ 5 ページにあるように、利用状況調査が終わりましたら、事務局でそのデータをまとめ農地台帳システムへの入力が終わる次第、利用意向調査書を所有者等へ返信用封筒を同封して郵送し、意向を確認する予定です。

利用意向調査の回答がなかった場合や翌年の利用状況調査までに意向どおりできていなかった場合は、勧告の対象となりますが、農地中間管理機構の借受基準に不適合の場合と農地中間管理機構への貸し付け

希望を継続している場合は勧告の対象外となります。

勧告の対象となった農地は、翌年１月１日から固定資産税の評価額が１．８倍となり、その年の徴収から固定資産税が引き上げられます。この課税強化に対しては、実際、固定資産税が増額となってしまった場合、騒動の元になるのではという懸念の声もいただきました。

昨年度の利用意向調査の対象者１１３人の遊休農地の評価額が１．８倍となった場合の固定資産税を試算してみたところ、金額が変わらなかった人が全体の２２％となる２５人、総額が５００円未満の人が全体の３１％となる３５人、総額が５００円以上千円未満の人が全体の１８％となる２０人、増額が千円以上２千円未満の人が全体の１８％となる２０人、増額が２千円以上３千円未満の人が全体の６％となる７人、増額が４千円以上５千円未満の人が全体の４％となる４人、増額が５千円以上１万円未満の人が全体の１％となる１人、増額が１万円以上となる人が全体の１％となる１人となっています。

１番増額が高額となる人が、３万円以上の増額となっていますが、課税強化の対象となる農地が１０筆以上あったことと、元々評価額が高めな農地が対象農地となった為です。

ですが、先ほども話したように、利用意向調査に回答しなかった場合と、翌年の利用状況調査までに意向どおりにしていなかった場合の中でも、農地中間管理機構から不適合とされた場合と農地中間管理機構での借受希望を継続している場合は勧告の対象外となりますので、実際に勧告の対象となるケースは少ないものと予想します。

１８～１９ページは措置に関するスケジュールや概要を載せています。

21～22ページには、農地中間管理事業での借受基準を載せています。

23ページ以降は、農地中間管理事業のことを主に載せていますが、人・農地プランについても少し載せています。

説明は以上になりますが、何かご質問はありますか。

8 番横畠委員

現況や発生地域を記入するのは、新規に発生した場所だけでいいのか。

事務局（前田主任）

現況や発生地域については、今年からの取り組みの為、今までの情報が一切ない状況です。そのため、今回の調査で判明した全ての遊休農地と非農地相当がその対象となります。

5 番田村委員

利用意向調査については、その後での回収等にこちらが大変苦勞するので、確実に郵送で回収できるよう、手紙の内容や発送の仕方など工夫してほしい。

事務局（前田主任）

分かりました。町広報やホームページなどでの周知や手紙の内容、封筒など色々やってみたいと思います。

議長（北添会長）

利用状況調査と利用意向調査については、今日の説明だけではすぐに理解するのは難しいだろうから、

分からないことや疑問があれば、その都度事務局へ問い合わせてください。

期間は8～9月末までの2ヶ月間で、暑い最中の調査となりますが、体調には気をつけて、ご協力をお願いします。

その他、何かありません。

事務局（前田主任）

耕作（現況）地目変更届が提出されています。

届出者が■の■■■■■さん。土地の所在が、字■■■■■番■ 他1筆。登記地目は宅地で、変更前の現況地目は宅地介在畑。変更後の現況地目は畑（樹園地）とのことでした。

場所は■■■■■のすぐ近くになり、現況の写真はお配りした資料のとおりです。本来なら、地区担当の田村幸幸推進委員に現地を見てもらうのですが、この届出が提出されたのが総会の前日だった為、森田事務局長が現地の写真を撮影してくれました。局長と話をした中では、樹園地としては木が何本かあるだけで、後は草刈りだけしている風に見え、畑として利用しているとはいづらい状況ではないかという話になりました。

皆さんのご意見をいかがでしょうか。

議長（北添会長）

随分前に、■■■■■の横で栗が植わった畑を見に行ったことがありました。その時は、これを農地として認めたら、とてもではないがいけないということで農地として認めませんでした。

6番佐藤委員

国調の時に何にしたのか。

事務局（森田事務局長）

現地は四角形っぽい土地が草刈りをしている状態で、三角っぽい土地が果樹らしきものが植えられています。今は2筆に分かれています。平成29年頃に調査があったと思うのですが、その時に宅地として合筆をするようにしています。

キウイらしき木はずっと前から植えられているようですが、ここだけ樹園地としての証明なら分からないことはないですが、合筆するということを前提としている以上、家庭菜園としての宅地の一部という捉え方になるのではないかと思います。

6番佐藤委員

例えば、ここを耕して野菜なり何なり植えたという状況になれば、農地として認められるのか。

議長（北添会長）

そうですね。それを何年か続けることが価値がありますね。判断基準になります。1年くらい耕しました、その後放棄しましたということでは、全然面白くないですよ。そこの辺り、中々難しい問題だが。

事務局（森田事務局長）

元々、登記地目が宅地というところでもあるので、あまり大きい面積でもない状態なら、耕作していても家庭菜園のレベルかなというところからも中々逃れられない状況かなと思います。

議長（北添会長）

駅の近くなので、宅地として利用価値が高い土地ではないか。

事務局（森田事務局長）

建築確認法上、4m幅の道路と接していないと新たに家を建てることはできませんので、住宅地として利用するのは難しいと思います。

議長（北添会長）

事務局からの説明がありましたが、皆さんのご意見はどうでしょうか。

8 番横畠委員

農地としては難しいので、雑種地で置いておいた方がいいのではないかな。

事務局（森田事務局長）

農地として認めるなら、最低でも3年3耕作をしてからがいいのではないかと思います。

議長（北添会長）

税金を安くする為だけに農地として認定するというのはおかしいので、現地を農地として耕すという届出だけなら問題ないが、農業委員会として現地を農地として証明するのはできない状態です。そのため、現地を農地として証明するには最低でも3年3耕作をしてからという条件をつけるというのはどうでしょうか。

【全員異議無し】

議長（北添会長）

全員異議無し。よって、耕作（現況）地目変更届は地目変更だけを受け入れ、現況地目証明は最低でも3年3耕作をしてからとすることで決しました。

その他、何かありませんか。

【委員、事務局とも特になし】

議長（北添会長）

それでは、以上をもちまして、第１４回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。次回の定例総会は８月２７日、金曜日、午後１時３０分から役場２階大会議室で行います。

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議長：

議事録署名委員：

議事録署名委員：
